

2013年2月13日  
第4回奨励賞伝達式

## 知の市場奨励賞の選考経緯と選考結果

### 1. 奨励賞の選考経緯

#### (1) 奨励賞規定の改正

2013年12月5日に開催された第10回知の市場協議会において「奨励賞の授与に関する規定(別紙)」及び「知の市場奨励賞の授与の決定手順及び選考基準に関する要領」を文書整理及び役割の明確化のために改正した。その中で、多数の受講者が所属する機関についても知の市場の発展などに資する団体として第二区分の受賞者に該当することを確認した。

#### (2) 受賞候補者の推薦と選考

##### 1) 第一区分の受賞候補者（受講者が対象）

① 規定第5条に基づいて協議会委員全員に受賞候補者の推薦を依頼したが、今回、推薦はなかった。

##### 2) 第二区分の受賞候補者（講師・連携機関・開講機関他の個人・団体が対象）

① 規定第6条に基づいて、2004年度から2013年度の間の子目の開講実績や所属機関別の受講者の実績など社会における人材育成及び教養教育の発展や知の市場の発展に資する活動の実績の調査を行うとともに、2014年度以降の活動の展開の可能性について検証を行った。

② その結果抽出された5機関と講師2名について、規定に則り、2013年12月5日に開催された第10回知の市場協議会において受賞候補者の選考を行った上で、同じく12月5日に開催された第7回知の市場評価委員会において確認した。

### 2. 意向の確認と受講者の決定

#### (1) 候補者の意向の確認

知の市場会長が、規定第7条に基づき、受賞候補者である5機関及び2講師に対して受賞を受諾する旨の意向を確認するとともに2014年2月13日に開催する第5回年次大会において行う奨励賞伝達式への出席についても確認した。その結果、4機関は所要で伝達式への出席が難しいなどの理由で今回の受賞を辞退したが、他の1機関及び2講師は受賞を受諾する旨の回答があった。

(2) 受賞者の決定

授賞候補者の意向確認の結果を踏まえ、知の市場会長は、規定第8条に基づき、次の1機関及び2講師を受賞者として決定した。

1) 第二区分の団体

受賞者	推薦理由
お茶の水女子大学 (羽入佐和子 学長) (はにゅう・さわこ)	2004年度から10年間にわたりお茶の水女子大学に所属する197名の受講者が知の市場に参画して自己研鑽に励んでおり、今後とも人材育成と教養教育の発展及び知の市場の発展に資することが期待される。

2) 第二区分の個人

受賞者	推薦理由
長田 敏 (ながた・さとし)	2008年度から製品事故の現状と製品安全政策に関する科目を開講する中で、製品事故の動向や国内外の製品安全政策の状況及び今後の製品安全政策のあり方に関する講義をいくつかの拠点において展開し、今後とも人材育成と教養教育の発展及び知の市場の発展に資することが期待される。
堀中 新一 (ほりなか・しんいち)	2005年度から社会技術革新と化学物質総合管理の現状と政策に関する科目を開講する中で、技術革新の動向や科学技術の展開に関する講義を知の市場以外の開講も含めて広く展開し、今後とも人材育成と教養教育の発展及び知の市場の発展に資することが期待される。

## 別紙

## 奨励賞の授与に関する規定

2010年12月2日制定

2011年12月1日改正

2012年12月6日改正

2013年12月5日改正

**1. 総則**

本賞は名称を「知の市場奨励賞（ 年度）」とし、授与についてはこの規定の定めるところによる。

**2. 目的**

本賞は、知の市場における自己研鑽及びその成果を活用する活動を奨励するとともに、人材育成又は教養教育の発展及び知の市場の発展に資する活動を奨励することを目的とする。

**3. 対象**

本賞は、前項の目的に貢献した受講者、講師、連携機関、開講機関及びその他の個人又は団体を対象とする。

**4. 賞**

本賞は、知の市場会長（以下「会長」という。）が賞状を受賞者に授与する。

なお、会長が特に認めた場合には副賞を贈呈することができる。

**5. 候補者の推薦**

協議会における選考の審議に先立ち、受講修了者、講師、知の市場の協議会委員、評価委員、有志学生実行委員会委員、連携学会の理事及び監事その他知の市場の活動に関わる者は、会長に対して受賞候補者の推薦を行うことができる。

**6. 受賞者の選考**

協議会は、開講した科目の開講実績、受講した科目における成績及びその成果の活用実績、社会における人材育成及び教養教育の発展並びに知の市場の発展に資する活動実績等を考慮した上で受賞内定者を選考し、評価委員会がこれを確認する。

なお、所属する組織の業務として講義を実施する講師が受賞候補者となる場合には、当該組織に対して本賞を授与し、個人に対しては本賞を授与しないこととする。

**7. 意向の確認**

会長は、開講機関や連携機関などの協力を得て受賞内定者に対して受賞を受諾し、年次大会に出席する旨の意向の確認を行う。

## 8. 受賞者の決定

受賞者の決定は、会長が受賞内定者の中から行う。

## 9. 名義

奨励賞の名義は知の市場会長名とする。ただし、開講機関又は連携機関の推薦を受けた受賞者については、当該機関の長との連名とする。

## 10. 授与

奨励賞の授与は、年次大会における奨励賞伝達式において行う。

## 11. 賞の名称

本賞の日本語名は「知の市場奨励賞（ 年度）」、英語名は「Award for Encouragement : Free Market of ・by ・for Wisdom（ (year) ）」とする。

なお、賞の名称に、受賞理由に応じた名称を付加することができる。